

平成 3 0 年

第 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 0 年 5 月 9 日

前橋市農業委員会

平成30年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年5月9日 午後2時00分
- ・閉会日時 平成30年5月9日 午後3時41分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（23名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	3 番 矢端 晴美	4 番 奥野 和子
5 番 松島 敏男	6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸
9 番 小堀 清	10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	12 番 澁澤 聖一
13 番 坂庭 常男	14 番 北爪 きよ子	15 番 青木 朱美	16 番 井上 隆
17 番 萩原 秀治郎	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男	21 番 石村 利夫
22 番 江原 弘	23 番 関口 喜弘	24 番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

18 番 深町 富士雄

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
副主幹 高山 幸治	主任 富澤 和則	主任 坂本 憲昭	

・その他の出席者

農政課補佐 高橋 雅人 副主幹 下田 文雄

・付議事件

- (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第25号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第26号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (5) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第28号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更（平成29年9月分農振除外）について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

青木局長	全員お揃いになりましたので、これより平成30年第5回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は18番 深町 富士雄 会長職務代理者の1名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨拶）
青木局長	会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、平成30年第5回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。1番 下田 将文委員、2番 市花 宏之委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。 議案第23号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
議 長	整理番号1番から13番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。 なお、整理番号5番から8番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
9番委員 （2班班長）	現地案内図3条5から8番をご覧ください。（借人が同一のため一括で報告）。申請地は五代町グラウンド東に位置し、荻窪川に挟まれた高台、点在する住宅と一部耕作放棄地を含む小集団農地です。地権者4名より、9筆・合計7,491㎡の土地を、借入れ農業経営を計画。申請人は新規就農者で始める前に農林大ぐんま農業実践学校にて1年間研修を受けています。面接には本人が来られました。申請に至った経緯は地元の新潟県では約11月～5月までは雪のために作物は作れず、たまたま父親の仕事の関係で来ていた前橋では、一年中作物が作れるので農業をしたいと考え、数年前より農業委員会に相談に来られ現在に至ったとの事です。主に野菜・ネギ、ブロッコリー、タマネギ、ニンジン等を作付けし、いろいろな直売所で販売し、販路を拡大したいとの事です。農林大での研修、農業委員会に相談、本人の意欲も有り調査班としては、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、及びおよび調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
12番委員	議案8番、販売先が直売所となっていますが、全部売れるのでしょうか。
9番委員 （2班班長）	J Aにも希望を出してあり、実際に収穫出来る様になりましたらJ Aも考えていますとの事です。
11番委員	議案第8、申請者は新規就農給付金を活用することを聴きましたが、手続き等これからの流れはどうなっていますか。
議 長	事務局お願いします。
深澤副主幹	給付金につきましては、農政課の指導により手続きを進めますが、販売、作付け、実績を踏まえた上で、申請の受付をしますとの事です。
11番委員	今現在は受けられないということですね。
深澤副主幹	今現在は受けられません。
議 長	その他ご意見等ございますか。

15番委員	議案第8号、申請人住所がアパートですが、農業機械等保管、作業するのに家を借りるのですか。
9番委員	機械を置いておく、作業場の様なある所に通っています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から13番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第23号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から13番までを許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第24号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）
	以上、整理番号1番から7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号7番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
9番委員 （2班班長）	現地案内図4条7をご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから東に約600mに位置し、北側は6.5mの市道、東側は山林、南側は畑、西側は田で農用地域内です。申請地は40年以上耕作されず、山林化しており、近隣農家から苦情が出ていたため、残土を搬入し整地造成を行い、農地に復元し近くの畜産農家に牧草地として借りてもらおうと考えています。面接調査には本人と土砂搬入業者の方が来られました。土砂の搬入計画は、13tダンプで一日約20台、7千～9千㎡を計画、経費約80万円は業者が負担することです。土砂等の埋め立てには市条例により許可が必要である旨を伝えたところ、誠実に各方面と交渉し許可を取るとの事です。近くに同搬入業者が以前造成した農地を視察したところ正規に出来ていました。雨水処理設備も作るとの事です。調査班としては許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
13番委員	議案第5、申請理由に現在の居宅を息子に譲りとありますが、2軒（農家住宅）建てられるのですか。
高山副主幹	子供に現在の居宅を譲るのですが、居宅が線引き前の宅地であれば、宅地を譲り自分が新しく農家住宅を建てることは、調整区域でも可能とのこと。建築指導課に確認済みです。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第24号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番までを許可とすることに決定いたします。
	なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。
	次に、議案第25号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 3 番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 5 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番から 3 番までを承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 2 6 号・農地一時転用許可期限延長願農地法第 5 条の規定による承認について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、地目、面積、延長期間、申請理由を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 6 号・農地一時転用許可延長願農地法第 5 条の規定による承認については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 2 7 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号 1 番から 3 0 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
議 長	なお、整理番号 1 番から 3 0 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、整理番号 2 番、6 番、2 0 番、2 3 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
9 番委員 （2 班班長）	現地案内図 5 条の 2 をご覧下さい。前回の総会で保留になりました案件です。保留の理由は、申請人が平成 2 8 年 9 月許可になりました建売分譲住宅の建築がまったく進んでいないのに、新たに建売分譲住宅の申請を出されたので必要性が疑問視され保留となり、計画書・工程表の提出と進捗状況を確認してから審議をすることになりました。計画書、工程表も提出され、現地調査（2 8 年 9 月許可されている件）を実施、道路・水道配管も進んでいることを確認。面接でも計画通り進めて行くとのことで、調査班としては許可相当と判断いたしました。 現地案内図 5 条の 6 をご覧下さい。申請地は前橋城南病院から北東に約 200m に位置し、北側は申請人が経営する特別養護老人ホーム、西側は駐車場、東側及び南側は畑、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請法人理事長、関係者 2 名、代理人が来られました。申請法人は介護施設を運営しており、入所者 8 0 名、デイサービス 5 0 名、ヘルパー・職員・ケアマネージャー等 9 5 名です。現在の敷地に地域交流空間を新設するために、施設の利用者が増え、駐車場が大幅に不足するので申請。駐車場は平にし、バラスを敷く、雨水は自然浸透、周囲はパイプで区切り、外灯を付ける。周囲の農作物に対する被害防除対策もするとの事。駐車台数も多く必要と認められるため調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条20をご覧ください。申請地は、東側は市道を挟んで市立朝倉小学校、北側は道路を挟んで田、西側は宅地と雑種地、南側は宅地、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請人はトラックに接続する、コンテナ分別用ダクトボックス製造販売およびレンタルを生業としています。年間売上8億9千万、従業員50名、車両台数27台、面接には、申請者と代理人が来られました。朝倉小学校と出入口が接しているので安全対策はどのように行なうか聞いたところ通学時間帯は、搬入はせず。周りに人が入らないようフェンスを張り、外からも見える様にするとのこと、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条23をご覧ください。申請地は前橋市立滝窪小学校から北西に約700mに位置し、北側と西側は畑、南側と東側は雑種地の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地。申請人は父親の会社で運転手をしているが、独立したいと計画していたところ、自宅近くで良い場所が見つかったため申請。面接には申請人、申請人の父親と代理人の3名が来られました。最初は父親の会社の下請けから始め、事業内容は建築資材・土手に吹き付ける種子等の運搬。親会社よりトトラック6台を借り入れる予定、従業員5、6名を募集し運送業を始める。周囲に1mのフェンスを設置し、周りの農地等への被害防除対策も行なうとの事です。調査班長としては、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11番委員 議案13番・14番、2軒家をたてるのですか。

高山副主幹 隣同士の土地で、建築主は親子で現在も近くに住んでおり、又申請地にて、隣同士で住む計画です。

11番委員 それぞれ登記するのですか。

高山副主幹 はい、そうです。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から30番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第27・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から30番までを許可とすることに決定いたしました。

高山副主幹 次に整理番号31番から59番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号31番から59番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

8番委員 整理番号49番、土地分譲とありますができるのですか。

高山副主幹 非線引きの地域で、用途指定されている土地であれば土地分譲できます。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号31番から59番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第27・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号31番から59番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第28号・遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか、否かの判断について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任 ◇（資料説明：農業振興係）

議 長	なお、本件については、特別調査班による現地調査を実施しておりますが、調査班長が所要により現地調査を欠席しましたので、代理として調査班長を務めました委員に報告をお願いします。
特別調査班長 (代)	現地調査、４月２６日４４筆について農業委員３名と地区代表推進委員により実施。 整理番号１番、２番、周囲を道路・山林・原野等に囲まれた農振地域外であり、森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号３番～９番、周囲を山林・原野等に囲まれた農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地としての再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号１０番、周囲を山林・県道等に囲まれた農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号１１番、周囲を、県道・山林等に囲まれた農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号１２番～１８番、周囲は山林・原野・宅地等が点在する農振地域外（１６番農振地域区域外）であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号１９番、非耕作地であるが、草刈等の管理がされており、農作物の作付けも可能となりますので、農地と判断。 整理番号２０番～２４番、周囲は山林・原野・宅地等が点在する農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号２５番～３４番、周囲は山林・原野等に囲まれ一部農地にも面しておりますが、中央の農地は進入道路も狭く不耕作地であり荒廃が進んでいます。農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号３５番、３６番、周囲を山林・雑種地等に囲まれた農振地域区域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号３７番、周囲を山林・宅地等に囲まれた農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号３８番、周囲を山林・原野等に囲まれ、一部農地に面しているが、農地は放作地、農振地域区域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため非農地と判断。 整理番号３９番、該当地は竹が繁茂し、不耕作地ではありますが、石等の置場として利用されていると考えられるので、非農地と判断せず、農地と判断。 整理番号４０番～４２番、周囲を道路・山林等に囲まれた農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号４３番、周囲を山林・道路等に囲まれた急傾斜地、農振地域外であり、荒廃が進み森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。 整理番号４４番、周囲を山林・道路等に囲まれた農振地域外です。該当地の東側の土地については、樹木は伐採されていますが山林となっています。森林の様相を呈しており、農地として再生利用が困難であるため、非農地と判断。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
１２番委員 齋藤補佐	整理番号２４番、農地とした１９番の隣ですが、なぜ非農地なのか。 ２４番は、１９番より一段高いところに位置し、他の、非農地と同様の現状であり、非農地判断しました。

	19番につきましては樹木の陰になっていますが、下草刈がしてあり、作付け可能で農地と判断しました。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か、の判断について、整理番号19番、39番、を農地とし、整理番号1番から18番、整理番号20番から38番、整理番号40番から44番を非農地に該当すると判断することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第28号・遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か、の判断については、整理番号19番、39番、を農地とし、整理番号1番から18番、整理番号20番から38番、整理番号40番から44番を非農地に該当すると判断することに決定いたします。
	次に、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。つきましては、今回調査対象者6名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。
	現地確認につきましては3月26日に全26筆行ないました。 整理番号1番・6筆、整理番号2番・1筆、整理番号3番・5筆、整理番号4番・4筆 整理番号5番・2筆、整理番号6番・8筆、対象農地全26筆全て農地として利用されていることを確認いたしました。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。
	次に、協議事項（2）農業振興地域整備計画の変更（平成29年9月分農振除外）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋補佐	◇（資料の説明：農政課）
下田副主幹	◇（資料詳細説明：農政課）
高橋補佐	◇（補足説明：農政課）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。容認の時期について確認。
高橋補佐	29年9月分については7月上旬に出す予定です。 今後、除外の申込を頂いてから結果通知まで10ヶ月くらいでまわしていきたい。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
12番委員	前橋は遅いのでは。

高橋補佐 前橋は他の市町村に比べ極端に遅くはなく、極端に件数が多い、昨年４月・約300件、昨年９月・約250件、今年の４月・約240件。

１１番委員 以前は認められたが、今回は駄目になりました件がありますが、何故ですか。

高橋補佐 農振法自体大きな変更はありませんが、２１年に農地法の改正があり一種農地は20ha以上が10ha以上になりました、それを契機に、より最近は、農振法による５つの要件を全て満たさないと除外の容認が出来ません、特に申請地が除外転用された際、周りの残った農地の農作業の効率化の影響はどうかという見方が厳しくなりました。審査が厳格化になりましたが、申し出者の意向に沿うよう代替地等、指導等を行ないながら調整をしていきたい。

１９番委員 資料にあります様に容認になる予定ですか。

高橋補佐 ２件の案件を除き７月に容認通知の発送が出来ます。

１９番委員 ２件につきましては継続ですか。いつごろになりますか。

高橋補佐 継続です。規模が大きく利用者より固まった計画案が出てきておらず、待っている状態です。

議 長 他に、ご質問等ございますか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画の変更（平成２９年９月分農振除外）について、承認とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（２）農業振興地域整備計画の変更（平成２９年９月分農振除外）については、承認とすることに決定いたします。

次に、３３ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	７件
○法第５条の届出書の受理状況	２１件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	８９件
○現況証明交付状況	２件

です。

議 長 報告事項（５）は、４月総会において許可とした法第４条、第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後３時４１分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年5月9日

議 長

署名人

署名人